

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	二
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	二
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	四
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	六
○財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例	(管財課)	六
○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	六
○子ども・子育て会議条例	(子育て支援課)	七
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	八
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	八
○産業交流センター条例の一部を改正する条例	(海外ビジネス支援室)	八
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	九
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	九

ページ

条 例

- 森林法施行条例の一部を改正する条例 (森林整備課) 九
- 県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課) 九

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、四〇九人」を「四、四二〇人」に、「三、八七〇人」を「三、八八一」に改め、同条第三項中「一、一九九人」を「一、二二三人」に、「二、一五八人」を「二、一六一」に、「一、一九三人」を「一、一九七人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、「第二十四条第一項及び第二十五条第一項において」を「以下」に改める。

第二十一条の八の見出し中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を削り、同条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下この条において同じ。」を削り、「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧、国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。)(の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第三号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。)(の実施)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分」に、「平成二十五年年度分」を「平成二十六年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百三十の項1口中(49)を削り、(50)を(49)とし、(51)から(55)までを(50)から(54)までとし、同項1ハ(1)中「(09)」を「(08)」に改め、同項1ハ(2)中「ロ(10)及び(11)」を「ロ(09)及び(10)」に改め、同項1ハ(3)中「ロ(12)から(15)」を「ロ(11)から(14)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「第二号に掲げる者に対しては均等割額によつて」を削り、「第四号に」を「第二号及び第四号に」に改め、同項第四号中「本節中」を「この節において」に改め、同項第五号中「本節」を「この節」に、「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第二十八條の七第二項を削る。

第三十二條の四第一項中「第八條の三第二項」を「第三條の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八條の三第四項第二号」に、「又は同法」を「同法」に改め、「上場株式等の配当等」という。の下に「又は同法第四十一條の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第三十二條の六第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次条第二項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十二條の七第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七條の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合」を「租税特別措置法第三十七條の十一の四第三項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第七十四條第二項中「本節」を「この節」に改め、「本項、第六十一條の二及び第六十二條において」を削る。

第七十四條の二第二項中「第九十六條の二第一項において同じ」を削る。

附則第三條の二第二項中「第十六條の二第二項及び第二項」を「第十六條の二第二項」に改め、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる

商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年」の下に「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)を加え、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、第十六条の二第二項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、特例基準割合適用年においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第四条中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、「日本銀行法」の下に「(平成九年法律第八十九号)」を加える。

附則第四条の二中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第四条の三第二項第三号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(寄附金税額控除における特例控除額の特例)」を付する。

附則第五条の六中「前条」を「附則第五条の五」に改め、同条を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 平成二十六年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての第二十七条及び前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十七条第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、

「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第二十一条の二第二項中「附則第二十二条の二第一項」を「附則第二十二条の二」に改める。
附則第二十二条の二第二項中「上場株式等(同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等を含む。)」を「株式等」に改める。

附則第二十四条の二の見出し中「延長」を「延長等」に、「この項」を「この条」に、「土地又は当該土地の上に存在する権利」を「土地等(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)」に改め、「譲渡をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十九条の二の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十四条第二項及び第七十四条の二第一項の改正規定 公布の日
 二 附則第四条の三第二項第三号及び附則第五条の四の二第一項の改正規定、同条に一項を加える
 改正規定並びに附則第二十一条の二第二項及び附則第二十二条の二第二項の改正規定並びに附則
 第四項及び附則第五項の規定 平成二十七年一月一日
 三 第二十二條第一項の改正規定、第二十八條の七第二項を削る改正規定並びに第三十二條の四、
 第三十二條の六及び第三十二條の七第二項の改正規定 平成二十八年一月一日
 (延滞金及び還付加算金に関する経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。)附則第三条の二の規定は、延滞金及び還付
 加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対
 応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)
 3 新条例附則第四条の二、附則第五条の六及び附則第五条の七の規定は、平成二十六年度以後の年
 度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前
 の例による。

4 新条例附則第四条の三第二項第三号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税につ
 いて適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第二十二条の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税につ
 いて適用する。

6 新条例附則第二十四条の二第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に
 行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第二十八項中「前三項」を「附則第二十六項から前項まで」に改め、同項を附則第三十項とす
 る。

附則第二十七項中「附則第二十四項」を「附則第二十五項」に改め、同項を附則第二十八項とし、
 同項の次に次の一項を加える。

29 附則第二十四項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
 した申請書に、その事実を証する書面を添付して、同項の家屋の取得をした日から六十日以内に県
 税事務所長に提出しなければならない。

- 一 免除を受けようとする者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 三 交付を受けた補助金等の名称
- 四 その他知事が必要と認める事項

附則第二十六項を附則第二十七項とし、附則第二十五項を附則第二十六項とし、附則第二十四項を
 附則第二十五項とし、附則第二十三項の次に次の一項を加える。

24 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により被害を受けた家屋の復旧等に係る
 補助金又は交付金で知事が定めるもの(以下この項及び附則第二十九項において「補助金等」とい
 う。)の交付の対象となる事業(当該補助金等の交付の決定を受けた法人又は法人でない団若し
 くは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものが行うものに限る。)により家屋の取得をした
 ときは、法附則第五十一条第一項及び第四項の規定並びに第四条、附則第十二項及び附則第十六項
 の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限
 り、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税減免条例(以下「新条例」という。)附則第二
 十四項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第二十四項の規定により新たに不動産取得税を免除されることとなる者に係る新条例
 附則第二十九項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)
 前に到来し、又は施行日以後六十日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提
 出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日以内とする。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第一項第一号イ」を「第二条第一項第一号イ」に、「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という。）を含むもの（以下「特定設備」を「特別償却設備（以下単に「特別償却設備」に、「同条第二項第一号イ」を「同号イ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「当該対象設備」を「当該特別償却設備」に、「第二条」を「第三条」に改める。

第四条第一項中「特定設備」を「特別償却設備」に、「対象設備である」を「特別償却設備である」に改める。

第五条中「特定設備」を「特別償却設備」に、「対象設備である」を「特別償却設備である」に改める。

第六条第三項中「対象設備」を「特別償却設備」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備（同条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）をその用に供した事業に対して課すべき事業税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備をその用に供した事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第四条の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第五条の規定は、平成二十五年四月一日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条から第四条までの規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の二」を「第四百四十三条第一項第四号の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、平成二十五年五月二十六日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月二十六日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、公示日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与等に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出し中「である土地」を削る。

別表土地の項中

「外径が〇・四メートル未満のもの」ルにつき 宅地、田畑にあつては 二二〇〇円を

「外径が〇・四メートル未満のもの」ルにつき 宅地、田畑にあつては 二二〇〇円を

四〇〇円に、「一九〇円」を「二三〇円」に、「八六〇円」を「八二〇円」に、「三五〇円」を「二四〇円」に、「土地面積に対する工作物」を「土地面積に対する使用面積（工作物その他の物件の設置に使用する場合にあつては、土地面積に対する工作物）」に、「面積の割合を土地価額に乘じて得た額の四パーセント」を「面積」の割合を土地価額に乘じて得た額の四パーセント」に改め、同表備考第一号中「面積」を「使用面積」に改め、同表備考第十号中「十円に切り上げる」を「その端数金額を十円に切り上げ、その全額が百円に満たない場合は百円とする」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百三十七号）の一部を次のように改正

する。

第一条中「危害」という。の下に「並びに生活環境の保全上の支障」を加える。

第九条の見出し及び同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第十六条第二項中「第二十四条第一項」の下に「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十七条第一項第一号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第五号中「ねこの引取」を「猫の引取り」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附則第七項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども(法第六条第一項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)、子ども・子育て支援(法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下「同じ。)」に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に關し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に關し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に關し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例の一部改正(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に關する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。)

別表に次のように加える。

宮城県子ども・子育て会議の委員及び部会委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
-----------------------	---------	---------	---	---

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図る」の下に「とともに、福祉サービスの提供体制の構築等を推進する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分」に、「平成二十五年分」を「平成二十六年分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

産業交流センター条例の一部を改正する条例

産業交流センター条例（平成七年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中
施設区分単位を
区 分

に改め、同表屋内展示場（附属の主催者事務室、主催者会議室、主催者控室及び主催者倉庫を含む。）の項中「屋内展示場」を「本館屋内展示場」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、同表屋

外展示場の項中
屋外展示場
を
本館屋外展示場
に改め、同表大ホー

ルの項中
大ホール
を
本館大ホール
に改め、同表会議室の項中

会議室
を
本館会議室
に改め、同表に次のように加える。

西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）	全日 午前 午後 夜間	三二八、 一六四、 一六四、 一六四、 〇〇〇〇円	一時間につき 四一、〇〇〇円
西館アクセルホール（附属の主催者会議室、主催者控室及び出演者控室を含む。以下同じ。）	全日 午前 午後 夜間	一四〇、 七〇〇、 七〇〇、 七〇〇、 〇〇〇〇円	一時間につき 一七、五〇〇円
西館一階会議室（大）	一時間につき	五、〇〇〇円	
西館一階会議室（中）	一時間につき	二、〇〇〇円	
西館一階会議室（小）	一時間につき	一、五〇〇円	
西館二階会議室	一時間につき	一、八〇〇円	
西館研修室	一時間につき	一、四〇〇円	

別表第一号の表備考第三号中「使用時間外の」を削り、同表備考第五号中「使用する場合」の下に「〔西館研修室を使用する場合を除く。〕」を加え、同表備考第六号中「屋外展示場」を「本館屋外展示場」に改める。

別表第二号の表中

設 備 区 分 単 位	を	区 分
-------------	---	-----

に改め、同表冷暖房設備の項を次のように改める。

冷暖房設備			
本館大 ホール 一区画	本館大 ホール 一区画	本館大 ホール 一区画	本館大 ホール 一区画
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
七、六〇〇円	六五〇円	六〇〇円	三、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の産業交流センター条例第十一条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分」に、「平成二十五年年度分」を「平成二十六年年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「すべて」を「全て」に、「附則第九項」を「附則第五項」に改める。
附則第三項中「附則第十六項」を「附則第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

森林法施行条例の一部を改正する条例

森林法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第四条」に改める。

第八条第一項中「第十五条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条第二項」を「第四十八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第六条の二第一項第十号中「第二十一条」を「第三十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。